

今、児童虐待、DV問題を考える!!

要保護児童対策および

DV防止対策地域協議会で研修の場を



11月5日に開催された協議会の様子

毎年11月の“家庭から暴力をなくすキャンペーン月間”に伴い5日、役場3階大会議室で益城町要保護児童対策およびDV防止対策地域協議会（平成18年3月に設置）が開催されました。これは、各関係機関に呼びかけ、相談業務担当者を中心にして児童虐待やDVに関する問題への支援体制、防止活動について協議していく会議です。

今回は、7月に次いで今年2回目の開催となり、児童相談所や県福祉課の行政機関や小学校、幼稚園、保育所等の教育機関、また、民児委員など35人が参加しました。そして、関係機関の実務者が抱えている問題を討議した後、より知識を高め、よりよい対応をしていくために研修時間を取り入れました。講師は女性弁護士の阿部広美氏で、弁護士としての相談事例をもとに児童虐待やDV家庭の支援のあり方、相談業務者の心構えなどをわかりやすく講演されました。参加者からは「たいへん有意義な研修だった。これを参考にして今後の活動に役立てたい」などの感想が寄せられました。

見えないところで後を絶たない、むしろ増えつつあるこれらの問題を町はいち早くキャッチし、今後、関係機関との連携をとりながら、問題の早期発見、解決、防止に向けて積極的に活動を進めていきたいと考えています。

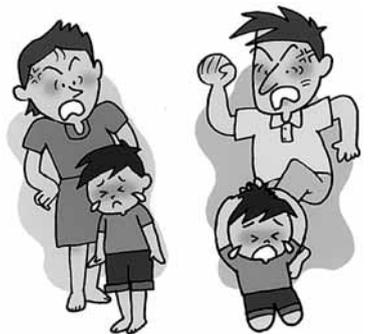
児童虐待（配偶者による暴力を子どもに見せることも虐待です。）や夫からの暴力等で悩んでいる方、誰にも相談できず一人で苦しんでいる方、一歩踏み出し、勇気をもってご相談ください。プライバシーは厳守されます。

【児童虐待・疑いの通告および要保護児童の連絡先】

役場子ども課子育て支援係 ☎286-3111 内線261・262
上益城福祉事務所福祉保護係 ☎282-2111
熊本県中央児童相談所 ☎381-4451（生命に危険がある場合）

【DVの疑い、悩みの相談先】

役場総務課男女共同参画係（DV防止担当） ☎286-3111 内線224
熊本県女性相談センター ☎381-4454
DV専用電話 ☎381-7110



※DV（ドメスティックバイオレンスの略）とは、
配偶者またはパートナーなど（恋人や元夫）からの暴力の意味です。